

## 諮問第129号の答申

## 商業動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第129号による商業動態統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

## 記

## 1 本調査計画の変更

## (1) 承認の適否

平成31年4月9日付け20190402統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「商業動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」の「イ 調査対象の範囲の変更」及び「ウ 報告者の変更」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

## (2) 理由等

## ア 調査系統・方法の変更

本調査は、表1のとおり、甲調査、乙調査、丙調査及び丁調査の4つの調査・7種類の調査票により、実施されている。

表1 商業動態統計調査の調査体系

調査名	調査対象の範囲
甲調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本標準産業分類の中分類「<u>50 各種商品卸売業</u>」に属する事業所のうち<u>従業者100人以上のもの</u></li> <li>中分類「<u>51 繊維・衣服等卸売業</u>」から「<u>55 その他の卸売業（「細分類5598 代理商、仲立業」を除く。）</u>」までに属する事業所のうち<u>従業者200人以上のもの</u></li> </ul>
乙調査	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>甲調査の調査対象事業所以外の卸売業</u>に属する事業所</li> <li><u>丙調査の調査対象事業所及び丁調査の調査対象企業の傘下事業所以外の小売業</u>に属する事業所</li> </ul>
丙調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本標準産業分類の中分類「<u>56 各種商品小売業</u>」から「<u>60 その他の小売業</u>」までに属する事業所のうち<u>従業者50人以上のもの（丁調査の対象企業の傘下事業所を除く。）</u>で、次の条件を満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>日本標準産業分類の小分類「<u>561 百貨店、総合スーパー</u>」に属する事業所のうち、<u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所</u>であって、かつ、<u>次に掲げる売場面積の事業所</u>（以下「百貨店」という。）。 <ol style="list-style-type: none"> <li>東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上</li> <li>前記i以外の地域については1,500㎡以上</li> </ol> </li> <li><u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所</u>であって、かつ、<u>売場面積が1,500㎡以上の事業所</u>（以下「スーパー」という。）</li> </ul> </li> </ul>
丁調査	<p><b>【T1調査】</b>日本標準産業分類の細分類「<u>5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）</u>」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。）を<u>500店舗以上有する企業</u>。</p> <p><b>【T2調査】</b>日本標準産業分類の細分類「<u>5931 電気機械器具小売業（中古品を除く）</u>」</p>

」又は「 <u>5932 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）</u> 」に属する <u>事業所で売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業。</u>
【 <u>丁3調査</u> 】日本標準産業分類の細分類「 <u>6031 ドラッグストア</u> 」に属する <u>事業所を50店舗以上有する企業</u> もしくは <u>ドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。</u>
【 <u>丁4調査</u> 】日本標準産業分類の細分類「 <u>6091 ホームセンター</u> 」に属する <u>事業所を10店舗以上有する企業</u> もしくは <u>ホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。</u>

また、本調査は、表2のとおり、これまでは、甲及び乙調査は都道府県を經由した調査員調査（一部オンライン調査）、丙及び丁調査は民間事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施されている。

本申請では、この調査系統・方法について、令和2年（2020年）3月分調査から、甲及び乙調査においても、民間事業者のノウハウやリソースの活用を拡大するとともに、調査員調査を廃止し、郵送・オンライン調査に調査方法を一本化する計画である。

表2 調査系統・方法の変更内容

調査名	現行計画	変更（案）
甲調査	経済産業省－都道府県－調査員－報告者	経済産業省－民間事業者－報告者 ( <u>郵送・オンライン調査</u> )
乙調査	(調査員調査（一部オンライン調査）)	
丙調査	経済産業省－民間事業者－報告者	
丁調査	(郵送・オンライン調査)	

(注) 前回の平成28年（2016年）9月分調査からの変更は、従来から郵送・オンライン調査で実施されていた丙調査及び丁調査における民間事業者の活用が中心となっている。

これについては、

- ① 丙及び丁調査における民間事業者の活用について審議した統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号。以下「前回答申」という。）において指摘された取組を適切に実施（別添参照）し、平成28年（2016年）9月調査分以降も回収率の低下等、本調査の結果に特段の影響は生じていないこと、
- ② 令和2年（2020年）3月分調査以降も引き続き、同様の措置を講じ、結果精度の確保等に努めるとしていること、
- ③ 限られた統計リソースを調査の企画・分析等の中核的な業務に集中的に投入することとしていること

から、おおむね適当である。

ただし、民間事業者の活用範囲の拡大や調査員調査の廃止に伴い、新規事業所の把握が困難となることを踏まえ、回収率、調査結果への影響等について分析・検証を行うとともに、その結果について統計委員会や統計利用者に報告・提供することが必要であることを指摘する。

なお、今後の民間事業者の活用に当たっては、民間事業者の育成等の観点から複数年契約についても検討する必要がある。

## イ 調査対象の範囲の変更

本調査のうち乙調査については、表1のとおり、甲調査の調査対象事業所以外の卸売業に属する事業所、丙調査の調査対象事業所及び丁調査の調査対象企業の傘下事業所以外の小売業に属する事業所を調査対象の範囲とし、その範囲内の事業所を抽出している。

本申請では、この乙調査における調査対象の範囲について、令和2年（2020年）3月分

調査から、卸売業は従業者10人以上の事業所、小売業は従業者5人以上の事業所とし、卸売業は従業者9人以下、小売業は従業者4人以下の事業所をそれぞれ除外する計画である。

これについては、以下の理由から、今回の変更は見送り、推計手法が確立するなど必要な検証・検討が完了するまでの間、現行計画どおりの調査対象の範囲で実施することが適当である。

- ① 調査対象範囲の見直しに当たっては、調査対象から除外する範囲を含めた商業全体の販売額等を推計するための手法と一体的に検討すべきところ、推計手法の確立には至っておらず、引き続き新規事業所や廃業事業所の取扱いを含め、慎重に検討する必要があること。
- ② 本調査の結果は、景気判断等に幅広く利活用されていることを勘案し、調査対象範囲の見直しによる調査結果への影響を精査する必要があること。
- ③ 本申請では、上記アのとおり、調査員調査から郵送・オンライン調査に調査方法を変更することも計画されていることから、その影響や効果も踏まえた上で、調査対象の範囲を見直す必要があること。

なお、特に、除外する計画であった小規模事業所についても、上記アのとおり、郵送・オンライン調査に移行することから、回収率や調査結果等への影響について、十分な検証が必要であることを指摘する。

また、今後調査対象の範囲の見直しを検討するに当たっては、今回の審議における指摘に基づく事後的な検証を積み重ねた上で、学識経験者等の知見も活用して、幅広く統計的な検討を行うことが必要であることを指摘する。

## ウ 報告者の変更

本調査のうち、甲調査、乙調査及び丙調査については、経済センサス - 活動調査を母集団情報として、業種別、従業者規模別に、調査対象事業所（又は一部の業種・従業者規模においては調査区）を無作為抽出することなどにより実施されている。なお、本調査は、平成29年（2017年）7月分調査から、総務大臣への申請手続を経ないまま、母集団情報及び報告者数を変更して実施している経緯がある。

本申請では、報告者について、表3のとおり、現行計画（平成27年（2015年）7月分以降）を、平成26年商業統計調査<sup>（注1）</sup>を母集団情報とした報告者数に変更した後、令和2年（2020年）3月調査分以降から、平成28年経済センサス - 活動調査<sup>（注2）</sup>を母集団情報として利用するとともに、上記イのとおり、調査対象の範囲の変更に伴い標本設計を見直し、報告者数を再変更することなどを計画している。

（注）1 商業統計調査は、経済産業省所管の基幹統計調査であったが、平成26年（2014年）調査をもって中止され、総務省及び経済産業省共管の基幹統計調査である経済構造実態調査に統合されている。

2 経済センサス - 活動調査は、総務省及び経済産業省共管の基幹統計調査であり、次回調査は令和3年（2021年）に実施し、その結果は令和5年（2023年）以降活用可能となっている。

表3 報告者の変更内容

項目		平成27年(2015年) 7月分～(現行計画)	平成29年(2017年) 7月分～	令和2年(2020年) 3月分～
報告者の数	全体	約18,000事業所・企業	約20,000事業所・企業	約22,000事業所・企業
	甲調査	約800事業所	約800事業所	約900事業所
	乙調査	約13,000事業所	約14,300事業所	約15,000事業所
	丙調査	約4,500事業所	約5,100事業所	約6,000事業所
	丁調査	約150企業	約150企業	約150企業
利用母集団情報		経済センサス - 活動調査	商業統計調査	経済センサス - 活動調査

これらのうち、母集団情報の変更については、最新の名簿情報を利用するものであり、適当である。また、平成29年(2017年)7月分調査から令和2年(2020年)2月調査分までの報告者数については、母集団情報の更新に伴い、従来と同様の標本設計により、結果精度の確保に必要な数を算出しているものであり、適当である。

ただし、令和2年(2020年)3月分調査以降の報告者数については、上記イのとおり、調査対象の範囲の変更は見送ることが適当と整理したことを踏まえ、調査対象の範囲を従来どおりとした上で、平成28年経済センサス - 活動調査を母集団情報として、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計に見直して再計算し、令和2年(2020年)3月分調査の調査開始までに再度申請を行う必要があることを指摘する。

また、令和2年(2020年)3月分調査以降の母集団情報については、経済センサス - 活動調査において本調査の調査対象事業所等の抽出に必要な商業事業所の産業格付け情報が把握可能なことから、継続的に同調査の結果を利用するとともに、その調査周期を踏まえ、おおむね5年ごとに更新する方針である。

これについては、現時点ではやむを得ないものの、調査員調査の廃止に伴い新規事業所の把握が困難となることや、商業事業所は開業・廃業の割合が高い業種であることを勘案し、その実態を適時、適切に把握できるような名簿情報の整備方法を検討する必要があることを指摘する。

## エ その他の変更事項

本申請では、令和2年(2020年)3月分調査から、上記アからウに加えて、以下の変更を計画している。

- ① 調査事項について、全調査票に法人番号を追加
- ② 母集団情報の更新に伴う調査対象事業所の入替えに伴い、甲調査用調査票の令和2年(2020年)3月分調査について、2か月分の商品卸売販売額及び商品手持額を把握
- ③ 調査票の提出期日及び提出先等について、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に一本化することに伴い、提出期限を調査対象月の翌月15日に一本化するとともに、提出先を経済産業大臣に統一し、報告部数を縮減
- ④ 調査計画や調査票の表現振りについて修正

これらについては、正確性の確保、報告者負担軽減の観点から、おおむね適当である。ただし、調査票の提出期日については、変更後の実施状況や報告者負担を勘案した上

で、結果精度を確保しつつ、公表の早期化や調査業務の効率化を目指す観点から、調査票の提出期日の在り方を検討する必要があることを指摘する。

## 2 統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第86号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

### ○ 調査系統の変更に関する検証等について

経済産業省は、丙調査及び丁調査に係る民間委託に伴い予定している取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図る。

これについては、上記2の「ア 調査方法の変更」において確認したとおり、平成28年（2016年）9月調査以降も回収率の低下等、本調査の結果に特段の影響は生じていないことから、対応は適当である。

## 3 継続的な検討が必要と確認された事項

### （1）水準の調整について

本調査では、平成19年（2007年）まで商業分野における大規模構造統計調査として、おおむね5年に2回、商業統計調査が周期的に実施されていたことから、商業統計調査により把握する商業構造の実態と本調査の推計結果との間の差異を解消するため、2時点間の商業統計調査の結果をベンチマークとして、本調査の商品販売額を過去に遡って遡及修正する作業（以下「水準修正」という。）を実施していた。なお、この水準修正は、本調査の調査計画上、集計事項とは位置付けられていないものの、本調査結果の利用に当たって、重要な役割を担っている。

しかしながら、経済産業省では、経済センサス - 活動調査の創設に伴い、従来の商業統計調査の調査方法等との間に差異があることなどを理由として、平成19年商業統計調査以降、水準修正を実施せず、平成19年商業統計調査の結果をベンチマークとして、毎月の調査結果から比推定により延長推計を行っているため、本調査の結果が経済実態とかい離している懸念がある。

このため、経済産業省では、令和2年（2020年）3月分調査以降、平成28年経済センサス - 活動調査の結果を母集団情報として標本設計を見直すことに合わせ、ベンチマークを、平成28年経済センサス - 活動調査の調査結果に更新した上で、ベンチマークの値を毎月の調査結果で比推定を行うことにより延長推計を行うとともに、過去に遡って調査結果を変更せず、ベンチマーク更新による断層はリンク係数により接続する新たな「水準の調整」を検討している。

これらについては、直近の経済センサス - 活動調査等の結果を用いて本調査のベンチマークを更新すること自体は適当であるものの、以下のような点にも留意して更なる検討を行う必要がある。

- ① 平成28年度（2016年度）の統計委員会横断的課題検討部会新旧データ接続検討ワーキンググループにおける検討結果を踏まえつつ、今回の変更に伴う新旧のデータの提供については適切な処理・検討を行うとともに、その検討結果を事前に統計委員会に報告すること
- ② 今回の変更については、統計利用者にも様々な影響が及ぶことから、これまでの検討経緯や変更による検証結果等の情報を提供し、広く統計利用者の意見を徴するなど、作成・提供過程の透明化に努めること。
- ③ 今後の水準調整の在り方を検討する際には、商業統計調査を発展的に統合した経済構造実態調査の実施状況も踏まえ、その結果の活用を含めて検討すること。
- ④ ベンチマーク更新やリンク係数による接続を実施する際には、これまでの水準修正との差異を、利用者に対して十分に情報提供すること。

## （２）「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」の実施状況について

経済産業省は、従来から商業分野におけるPOSデータの活用可能性について検討を進めており、平成30年度（2018年度）には、家電大型専門店を対象に、POSデータを活用した調査の実施の可能性や調査結果への影響を検証するため、「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」を実施したところである。

ビッグデータの活用については、第Ⅲ期基本計画において、「ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。」とされていることに加え、「統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。」とされている。

このため、今回、試験調査の実施状況やこれまでの検証結果等について確認したところ、POSデータの活用により、報告者の負担軽減を図りつつ、より詳細な情報の把握が可能と考えられる一方で、基幹統計調査の一環として実施するに当たっては、以下のような課題解決も必要である。

- ① 活用に要する費用対効果も勘案した、継続的なPOSデータの収集方法、利用範囲、取得可能性等の整理、確認
- ② POSデータを収集する場合の統計法上の報告義務者、調査票情報の二次的利用等の整理
- ③ POSデータを提供する企業が協力しやすいデータの提供方法の整理

## 4 今後の課題

### （１）調査方法の変更による影響の分析・検証

本調査の調査結果は、幅広く利活用されていることから、安定的な結果精度の確保が重要である。

このため、今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について、特に小規模事業所を中心に分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託

業務内容等の改善に活用すること。

また、調査区調査が廃止される中、下記（４）に指摘するとおり、事業所母集団データベースの活用等による新設・廃業事業所の把握方法についても検討すること。

## （２）調査対象の範囲の変更に関する検証・検討

今後の調査対象の範囲の変更に向けた検討においては、今回の審議結果や利活用ニーズを踏まえ、学識経験者等の知見も活用しつつ、以下の点について検証・検討すること。

- ① 調査対象の範囲を変更した場合の商業全体の推計方法については、本調査の役割や利活用ニーズを整理した上で、特に、除外部分の推計に用いる階層設定の在り方、廃業事業所の推計への反映について、幅広い時期のデータを使用して、統計的な検証・検討を行うこと。
- ② 調査対象の範囲の変更に当たっては、従業者数以外の基準を用いた階層の設定の可能性や除外の範囲を業種別に設定することの可否を含め、改めて幅広く検証・検討すること。

## （３）報告者数の再計算

令和２年（２０２０年）３月分調査以降の報告者数については、調査対象の範囲を従来どおりとした上で、平成２８年経済センサス - 活動調査を母集団情報として、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計に見直して再計算し、令和２年（２０２０年）３月分調査の調査開始までに再度申請すること。

## （４）母集団情報の整備に向けた検討

本調査がこれまで母集団情報として用いていた商業統計調査が中止されたことや調査員調査の廃止により新規事業所の把握が困難となることに伴い、経済センサス - 活動調査、経済構造実態調査、行政記録情報等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について検討すること。特に、事業所母集団データベースの年次フレームは、より早期に基礎的な名簿情報の把握が可能なことから、その活用による新設、廃業事業所の把握を中心に検証・検討すること

## （５）公表の早期化に向けた検討

本調査については、今回、甲及び乙調査の調査方法を変更し、郵送・オンライン調査に一本化されることから、その実施状況や報告者負担も踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化や調査業務の効率化を目指す観点から、調査票の提出期日の在り方を検討すること。

別添 統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号）に記載された民間事業者の活用の際の留意点について予定されている取組

留意点	左記留意点について予定されている取組
① 統計の結果精度の維持・向上	民間事業者に対して、審査や集計上のノウハウ及び留意事項を確実に引き継ぎ、督促や疑義照会等の業務量に応じた機動的な体制整備を求めるとともに、審査については、経済産業省職員が審査実施状況（履歴）を確認した上で、必要に応じて個票審査及びサマリ審査を実施するなどして、審査漏れを防止し、結果精度を維持する。
② 報告者の秘密保護	再委託先を含めた民間事業者には、①業務室の入室制限措置、②調査票やデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策及びその履行状況について報告を求め、その履行が不十分と経済産業省が認める場合には、立入検査を行う。また、業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴集や教育の実施を求めるなどして秘密保護の徹底を求める。
③ 信頼性の確保	民間委託後も調査票の提出先を引き続き経済産業省として国の調査であることを明確にするとともに、経済産業省のウェブサイトや調査依頼状等に、民間委託した旨及び民間事業者の名称・連絡先等を記載するほか、十分なセキュリティ対策を講じていることも明記し、報告者の信頼を確保する。
④ 民間事業者の履行能力の確認	受託者の入札に当たっては、総合評価落札方式を採用し、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める業務計画書のほか、業務を効率的に行う方法を提案させ、それらも十分加味して慎重かつ合理的に履行能力を判断する。



## 第84回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和元年5月17日（金）9:58～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室

3 出席者

## 【委員】

西郷 浩（部会長）、宮川 努、野呂 順一、北村 行伸

## 【専門委員】

宮川 幸三（立正大学経済学部教授）

## 【審議協力者】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

## 【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 倉田室長ほか

## 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 概 要

- 4月16日の統計委員会における委員の意見を共有した後、審査メモに沿って、「調査方法の変更」及び「調査対象の範囲の変更」を中心に審議が行われた。
- その結果、今回の指摘事項に対する追加説明を踏まえ、引き続き審議を行うこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）今後の部会審議の進め方について

- ・ 今後の部会の進行に当たっては、丁寧な説明をお願いしたい。例えば、本調査は、商業統計調査や経済センサス-活動調査から母集団情報を整備し、母集団情報やウェイトを変更していると思われるが、実際に母集団情報の整備やウェイト変更をどのように実施しているのか、本日の説明資料を事前に確認しても理解できなかった。また、経済センサス-活動調査等の調査結果と、本調査の比推定による推計結果との間には、数値のかい離があるが、どのように調整しているのか。さらに、本調査

の母集団情報やベンチマークとして利用されていた商業統計調査が経済構造実態調査に統合されたことに伴い、本調査との関係はどう変化するのか、これまでの統計委員会等での審議結果等を踏まえ、説明をお願いしたい。

- ・ 今回の計画では、乙調査に裾切りを導入し、調査対象の範囲が変更されることに加え、経済センサス - 活動調査に母集団情報を変更することでベンチマークそのものが変更される可能性がある。そのような変更も勘案した上で、本調査のベンチマークをどのように考えるのか、水準修正をどのように実施するのかを、十分に確認・検討する必要がある。御指摘の点も含め、時間をかけて丁寧に審議する方針としたい。

## (2) 調査方法の変更について

### ア 丙調査及び丁調査における民間事業者の活用状況について

- ・ 丁3調査の回収率は、大きく変動している月もあるが、その理由は何か。民間事業者の活用以前も同様の状況はあったのか。
  - 調査対象数（約60）が少ないことから、調査票提出数の変化によって回収率が変動する。
- ・ 契約期間は単年度なのか、民間事業者の投資効果やノウハウの蓄積を考慮すると、より長期間の契約を考えるべきではないか。
  - 現在は、予算の関係で単年度契約になっているが、今後は複数年契約も検討したい。なお、現状では、事業者の変更に対しても適切に引継ぎが行われており、ノウハウの面で特に問題は生じていない。
- ・ 民間事業者の変更により、調査票情報の原データの管理はどうなっているか。また、保存されたデータが劣化するようなことはないのか。
  - 調査票情報の原データは、国が管理しており、他の統計調査と同様、適切に永年保存している。
- ・ 民間事業者の活用を進めることは賛成であるが、民間事業者の設備投資や人材育成を考慮すれば、複数年契約の導入を前向きに考えてほしい。また、統計の品質確保という観点からは、費用面ではなく、業務水準を重視した民間事業者の選考を進めていただきたい。今後とも、行政と民間事業者との間で、緊張感をもって双方が高め合うような関係を構築していただきたい。

### イ 甲調査及び乙調査における民間事業者の活用に向けた対応等について

- ・ 最新の名簿情報を元に、調査対象事業所の存否確認を行うとのことであるが、調査員調査の廃止により新規事業所の把握にも影響が出ることを考慮すると、事業所母集団データベースの年次フレームの活用も検討すべきではないか。
  - 事業所母集団データベースの年次フレームについては、本調査の調査対象の抽出に必要な詳細な業種や売場面積等の情報が十分ではないことから、現状では活用は難しいと考えている。
- ・ 小売業では、事業所の改廃が激しいと想定される中、事業所母集団データベースの年次フレームの利用によるデメリットと、より直近の情報を反映できるとい

うメリットを比較すると、どちらが適切かは判断が難しい。このため、存否確認が重要となるが、具体的にどのような方法で行うのか。

→ 本調査の調査対象事業所は、5年間継続して対象となる事業所、2～3年間継続して対象となる事業所、毎年調査対象となる事業所に区分して選定している。また、この選定に当たっては、廃業などで対象外であることが判明した場合、代替事業所名簿から追加選定することとしている。

- 今の説明は、母集団名簿をどうアップデートするのか、事業所の廃業をどのように確認するのかという質問に対応していないのではないか。また、新規事業所をどう把握するのかは、重要な論点である。これまで調査員がエリア調査をして、新規事業所を捕捉していたことにより、母集団名簿も実態により近いものに更新されていたと思われるが、今回の調査員調査の廃止により、その点が弱くなるのではないか。

→ 存否の事前確認は、調査用品を郵送した際に、反応がなかったり、返送されたりした場合、電話やインターネット等で照会した上で、最終的に存在が確認できない際は代替事業所を選定することとしている。また、新規事業所の把握については、現状では対応が難しく、今後、事業所母集団データベースの活用も検討したい。

- エリア調査によって、これまでどれくらい新規の事業所が捕捉されていたのか、次回部会に具体的な資料を提出してほしい。

→ 次回、提出する。

- 事業所母集団データベースの年次フレームに多くの期待をするのも難しい中、存否確認の際に、不足する情報を得ることも考えられるのではないか。

→ 現時点では検討していないが、今後、検討したい。

- 調査員調査から郵送・オンライン調査への移行については、これまでの経験が生かす工夫も検討されているが、小規模な事業所にも郵送調査となることから回答率に影響が生じないか懸念される。地方公共団体では、このような点について何か御意見はあるか。

→ 担当から聞いたところでは、調査対象事業所の中には、高齢者が細々とやっている場合もある。こういった事業所は、調査員が出向くことで回答が得られている面もあり、特にオンライン調査では回答が難しいかもしれない。

→ 同感であるが、今回、裾切りを導入することによって、こういった小規模事業所は調査対象から外れる可能性もあり、そういった点も総合的に勘案した方がよいのではないか。

- 新規事業所の場合、店舗を構えず、オンラインショップとして開業しているようなケースも考えられる。母集団情報である経済センサス - 活動調査の問題かもしれないが、新規事業所の把握においては、そういった面も考慮する必要があるのではないか。

- 本変更については、調査区（エリア）調査の役割や効果について、次回部会で確認することとしたい。また、その他の変更事項の審議結果も踏まえた上で、最終的な結論を得ることとしたい。

### (3) 調査対象の範囲の変更

- ・ 業種別に加え、卸売業・小売業全体の数値を確認しないと、裾切りによる影響を判断できない。
- ・ 重要な指摘である。今回、提出された資料では、卸売業・小売業全体の動きがわからないので、資料を追加してほしい。個別の業種では一部懸念はあるものの、全体としては問題がないのであれば、それが判断できるよう資料を整理してほしい。
  - 次回、提出する。
- ・ 裾切りの方法・基準等については、現在の従業者規模による変更計画案に至るまで、他の指標の利用を含め、どのような検討を行ってきたのか、途中経過の説明がないとわかりにくい。
  - 様々なパターンで検討した上で、現在の変更案を整理しているものであり、次回、お示ししたい。
- ・ 商業は非常に金額が大きいため、比率だけではなく実額ベースでの影響検証が重要である。伸び率が1%異なっただけでも、販売額にすれば数兆円規模で変化する可能性がある。裾切り前と裾切り後で、実額ベースでどの程度差があるのかがわかる資料も出して欲しい。
  - 次回、提出する。
- ・ そもそも、裾切りをするメリットや目的は何か。また、裾切りをした場合、裾切りした範囲を除いた結果が公表され、増加率等をみるために、遡及推計した結果も提供されるという理解でよいのか。
  - 裾切りの効果は、小規模事業所における報告者負担の軽減という面が大きい。また、遡及推計は行わず、リンク係数で接続することを想定している。
  - 経済産業省は、卸売業・小売業全体の数字に、裾切り後の本調査で得られた伸び率を使って推計することを考えているのではないか。その場合、大規模事業所と小規模事業所では、数字の伸び率の動きが異なる可能性もあるが、経済産業省は、その点をどのように整理しているのか。QEの伸び率にも影響するものであり、総務省統計局と経済産業省が経済構造実態調査で実施しようとしている欠測値補完も実施すべきではないか。
  - 経済産業省の説明は、裾切りを行った調査結果の伸び率で、事業所全体の比推定を行うということではないか。
  - 現段階では裾切り部分を推計することは想定していない。
- ・ 卸売業・小売業全体における裾切りの影響を確認しておかないと、国民経済計算との関係では不安がある。また、これまで、国民経済計算体系的整備部会においては、経済産業省生産動態統計調査と工業統計調査の結果の乖離について議論していたが、本調査と経済構造実態調査の関係はどのようになっているか。本調査の結果は、QEでも利用されているのではないか。
  - 現行、QEにおいて本調査の販売額が直接利用されているわけではないが、在庫額は利用されていると承知している。
  - 今後、QEの生産面をみようとする場合、本調査の結果を活用することも考えられる。本調査で裾切りを行った場合、本日の資料では伸び率が高めに出ること

が想定されることから、伸び率が過大にならないように推計を工夫する必要があるのではないか。

- ・ 推計方法については、特に変更する計画はなかったと承知しているが、裾切りの導入の妥当性を検証するに当たっては、推計方法も考慮する必要がある。仮に、裾切りを妥当とする場合には、推計の対応も必要となるため、追加で検討することとしたい。
  - 推計方法や経済構造実態調査との整合性については、関連する論点を追加し、次回以降審議していただきたい。
- ・ 今回、調査員調査から郵送・オンライン調査に変更する中、郵送・オンライン調査を理由として小規模事業所を調査対象から除外することには疑問がある。裾切りを行うことのメリットについては、報告者負担の軽減以外に、何かあるのか。
  - これまで、本調査の4調査のうち、乙調査の回収率が一番低い傾向にあり、毎月の調査では報告者の負担が重いことを懸念し、裾切りの導入を検討したものである。
  - 次回、乙調査の回収率、回答者の報告負担に関する資料を示してもらいたい。
- ・ 従業者規模ではなく、売上高規模で裾切りをした場合の検討は行われているのか。
  - 売上高については月々の変動がある一方、従業者数は安定しているため、裾切りの基準としたところである。
- ・ 母集団名簿について、現在は、5年間、名簿情報を固定することになっているが、そうすると従業者数も大きく変動する可能性があるため、むしろ年次フレームを使用した方が良いといったこともあり得る。母集団名簿の選択に際しては、そういった面も考慮する必要があるのではないか。
- ・ 本日の指摘事項については、事務局とも調整し、調査実施者において、次回部会までに整理、提出していただきたい。

## 6 その他

次回の部会は、令和元年5月31日（金）10:00から、総務省第2庁舎3階第一会議室で開催することとされた。

（以 上）

## 第86回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和元年5月31日（金）10:00～11:45

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室

3 出席者

## 【委員】

西郷 浩（部会長）、宮川 努、野呂 順一、北村 行伸

## 【専門委員】

宮川 幸三（立正大学経済学部教授）

## 【審議協力者】

総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

## 【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 倉田室長ほか

## 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 概 要

- 5月24日開催の統計委員会における委員の意見について報告した後、前回部会において詳細な説明等を求められた事項について、確認審議が行われた。その後、審査メモに沿って、「報告者の見直し」の審議が行われた。
- これらの事項については、相互に関連していることから、次回部会において、引き続き検討することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

## （1）調査方法の変更について

- ・ 調査区（エリア）調査における新規事業所の把握について、販売額ベースでの影響は示されていないが、今後、経済構造実態調査の実施状況を踏まえ、引き続き検討するものと受け止めた。
- ・ 平成26年経済センサス-基礎調査で把握した新規事業所を直ちに調査対象にできない事情は理解したが、本調査の母集団名簿をどのように更新するかは、非常に重要である。本調査の標本抽出に必要な情報をすべて満たす統計調査はほとんどないと考えるが、今後、調査員調査を廃止する中で、母集団名簿をどのように整備して

いくのか、その方策を含めて整理してほしい。

- ・ 本調査の調査対象名簿の更新については、商業事業所の開・廃業の割合が高いことから、その実態を的確に把握し、適切な周期で整備していくことを検討することが必要ではないか。
  - 商業事業所の数が減少していることを、調査対象名簿や母集団情報にどのように反映するのか。また、郵送調査に変更することにより、廃業か、無回答かの判別もできなくなる。商業の実態をどのように本調査に反映していくかということが一層重要となると考える。

## (2) 調査対象の範囲の変更について

- ・ 裾切りは、回収率の低調な事業所を調査対象から外すことによって回収率が向上し、調査結果が安定することがメリットとの説明であるが、実態をよりの確に把握するためには、このような層のデータも把握すべきではないかとの意見もあり得る。裾切りが必要なのは、調査実施者のリソースの制約によるもので、限られたリソースを大規模事業所の調査に重点的に投入することが出来るという点で、裾切りが必要ではないかと考えられるがどうか。
  - 商業動態統計調査の調査対象数は、全体で約22,000と限定されており、調査対象の範囲を限定することで、効率的な調査の実施が可能になると考える。
  - 調査実施者の説明は、裾切りによるメリットとは考えにくい。裾切りによる影響分析では、小規模事業所と大規模事業所では質が異なるとしており、メリットにおける説明と矛盾している。推計方法を精査しないと、小規模事業所を除外して大規模事業所を調査すればよいと単純には考えにくい。また、回収率の低い階層を調査対象から除外すれば回収率が上がるという説明は、統計調査として破綻しているということではないのか。
- ・ 商業動態統計調査の利活用としては、まず景気判断があり、商業の販売額の伸び率が、裾切りを導入しても正確に推計できることが重要と考える。つまり、裾切りの妥当性は、推計とセットで考える必要がある。販売額全体の推計が適切に実施されるのであれば、報告者や実査の負担、郵送・オンライン調査の導入による回収率の低下も考慮して、裾切りが必要ということになる。逆に、推計が困難ということであれば、裾切りも導入すべきではないということではないか。
  - 推計する際の問題は、裾切り部分の分布であり、その分布を正確に把握していれば推計できるが、その分布をもう少し詳細に確認しないと判断できない。
  - 今回の調査方法を変更することによる効果と、裾切りを導入することによる影響とを比較した上で判断すべきではないか。また、推計によって、裾切りによるデメリットを緩和できるかを示すことが必要ではないか。
- ・ 前回部会において、裾切りを導入し、推計を実施しない場合は、結果が上振れす

ることが指摘され、調査実施者からは調査対象範囲の伸び率で裾切り部分を含めて全体を推計するとの説明があった。その際、直近上位階層の伸び率を利用して推計する方法が指摘され、今回の調査実施者における試算に至った経緯がある。この試算によれば、卸売業は、直近上位階層の伸び率で推計することにより、かい離が縮小するが、小売業は、その効果が現れていない状況である。この状況からみて、小売業の場合は、伸び率がどの階層でもある程度一定となっている可能性があるが、卸売業の場合は、階層によって差異がある可能性がある。しかし、卸売業についても、直近上位階層を更に細かく層化することによって、かい離が縮小する可能性もある。また、本調査においては、基準年となる販売額に、毎月の伸び率を乗じて販売額を比推定しているが、その際、廃業事業所の影響を反映していない可能性もある。その点も含めて検討すると、もう少しかい離が縮小するかもしれない。

→ 試算結果からみて、推計を実施しない場合は、金額のかい離は大きい、伸び率のかい離は小さい。一方で、伸び率で推計した場合は、伸び率のかい離は大きい、金額のかい離は小さいことから、どちらが適当か、判断が難しい。推計の方法は、更に工夫する余地があるのではないかと考える。

- ・ SNAの年次推計において、中間年の推計に当たっては、基準年の商業の販売額を商業動態統計調査の伸び率で延長推計し、マージンは法人企業統計調査から推計する方法を採用している。経済構造実態調査の実施によりこの手法は変更されるかもしれないが、従来の方法では、裾切りをしたケースとしないケースで、伸び率にどの程度の差が生じるかが問題と考える。また、試算結果において、推計手法によって、伸び率が異なる理由は何か。

→ 直近上位の伸び率による推計では、裾切りした後の上位階層、小売業の場合は従業員5人から9人の階層の伸び率を基準値として、裾切り部分を推計している。全体の伸び率による推計では、裾切り後の全体の伸び率を基準値として、裾切り部分を含めて全体を推計している。

→ 次回、どういう手順で、3種類の試算を実施したのか、説明資料を示してほしい。

- ・ 試算結果をみると、基準年から徐々に金額のかい離が拡大する傾向にあり、非標本誤差が発生しているように見える。SNAの推計に使用するマージン額では、影響は小さくなるかもしれないが、売上額ベースではそれなりのかい離となる。もう少し推計の工夫が必要ではないか。なお、卸売業について、直近上位階層の伸び率を使用することによりかい離幅が縮小するのは、いわゆる商社と言われるような大規模な各種商品卸売業の影響が大きいのではないか。より詳細な部門別に裾切り基準を設定することにより、推計値がより適正となることも考えられるが、業種別の特性までもみることになると推計作業が煩雑となり、そもそも裾切りを導入するのが適当かということにもなりかねない。一方で、そのままでよいかどうかというと、



そうとも言い切れない面もあると考える。

→ 裾切りの導入により、統計精度が向上するという確証があればよいが、現時点ではそうとは言えないのではないか。

→ 調査実施者のリソース面の限界もあると考えるので、裾切りを導入し、かつ精度も必ず向上させるのは困難であるため、裾切りしても問題がないレベルを目指すのではないかと考える。また、他の統計調査においては、すでに裾切りを導入しているケースもあることから、それらの調査との考え方の違いも整理する必要があるのではないか。

→ 調査実施者から、様々なデータを提出していただいている点は評価できるが、現時点では判断が難しい。裾切りやオンライン調査の導入等による調査の合理化に伴い、他にリソースを振り向け、全体として精度が向上するかと言う点も考慮すべきではないか。

- ・ 今回は、裾切りの妥当性について、引き続きの検討事項と整理し、次回、更に審議を深めたい。

### (3) 報告者の見直しについて

- ・ 水準の修正だけではなく、ベンチマークを変更したことによる影響はあるのか。  
→ 商業動態統計調査は比推定を行っているため、ベンチマークの更新による断層は生じていない。

- ・ 今まで、5年間に2回ベンチマーク更新が可能となっていたが、商業統計調査の経済構造実態調査への統合により5年間に1回の更新となり、調査対象名簿の劣化が考えられる。一方で経済構造実態調査の創設により、本調査の役割も変わってきているのではないか。例えば、SNA中間年のマージン額推計に本調査が使用されなくなるのであれば、詳細な業種別の変化よりも商業全体としての伸び率を重要視し、新設事業所や廃業事業所をより正確に反映できる事業所母集団データベースを活用した調査対象名簿の更新を行うなど、調査体系を見直していくことも長期的な課題としては考えられる。

→ 本調査の役割については、経済統計全体の中での位置付けを検討することとなるので、経済産業省というよりも統計委員会で考えることかもしれない。

- ・ 現在でも、本調査の結果については、QEに利用されているのではないか。

→ 販売額の伸び率については、利用されているものと承知している。

- ・ 今回、調査方法について、大きな変更となることから、調査結果にも断層が生じることになると思われるが、リンク係数による処理で無理に接続する方法が適当かどうか、調査実施者としてどのように考えているのか。

→ 裾切りの導入等による断層については、完全には解消できないことから、一定の断層が生じるのはやむを得ないものと考えている。

- 調査方法の変更による断層の発生については、公表時に十分な説明が必要と考  
える。
- 平成26年の商業統計調査結果を基にした母集団名簿には、経済センサス－基礎調  
査により把握した新規の商業事業所は反映していないという認識でよいか。また、  
母集団名簿を産業で小分けにすることは検討できるのだろうか。確かに全業種を細  
分類で格付けできていないため、すべてにおいて活用するのは難しいと思うが、新  
規事業所も経済センサス－基礎調査における分類で格付けており、今回の資料の内  
容でいえば、例えば卸売業は母集団名簿として事業所母集団データベースを活用で  
きるように思うがいかがか。
    - 基礎調査により把握した新規の事業所は商業動態統計調査の母集団名簿に含ま  
れていないという理解で良い。また、卸売業においても、細分類である代理商、  
仲立業を除外する必要がある、難しいのではないか。
    - 経済センサス－基礎調査の格付け条件で、代理商、仲立業は格付け可能。
  - 事業所母集団データベースについては、小売業についても産業分類の細分類レベ  
ルで格付けすることは難しいのか。
    - ここでいう細分類にはコンビニエンスストアなどが該当しており、営業時間等、  
格付けに必要な情報を含めて一律把握することは難しい。
  - 今回の試算結果では、平成26年経済センサス－基礎調査、つまり同調査と同時実  
施された商業統計調査に比して、平成28年経済センサス－活動調査の分散が大き  
くなっている理由は何か。
    - 要因分析までは、実施していない。
  - 卸売業について、事業所母集団データベースの活用を検討することは可能か。
    - その場合、卸売業と小売業で使用する母集団名簿の時点が異なることに加え、  
事業所の業種転換の可能性もあることから、そのような方法を採用してよいか疑  
問がある。
    - 母集団情報と母集団名簿との関係をどう位置づけるかは難しい問題であり、必  
ず同一時点で揃えなければならないということではないと考えるが、そういった  
面も含めて実施部局で検討してほしい。
  - 機械器具小売業については、母集団の大きさが平成26年から平成28年に大きく減  
少しているが、この原因は何か。
    - 個票ベースで、確認してみないとわからないので、一定の時間をいただきたい。
    - 従業者規模の100人以上の事業所に限定してもよいので、確認していただきた  
い。
  - 母集団情報の整備について、どの時点に合わせ、どのデータを用いるのがベスト  
な選択かについては、経済産業省と総務省で調整してほしい。母集団情報の課題だ

とすると、調査対象数を増やすことで解決できるかどうかを含めて疑問が残るので、引き続き、検討したい。

## 6 その他

次回の部会は、令和元年6月7日（金）の9時30分から、総務省第2庁舎3階第一会議室で開催することとされた。

（以 上）

## 第87回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和元年6月7日(金) 9:30~12:00

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室

3 出席者

## 【委員】

西郷 浩(部会長)、宮川 努、野呂 順一、北村 行伸

## 【専門委員】

宮川 幸三(立正大学経済学部教授)

## 【審議協力者】

総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、東京都、埼玉県

## 【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 倉田室長ほか

## 【事務局(総務省)】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室: 櫻川室長

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室: 澤村統計審査官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 概 要

- 前回部会において説明を求められた裾切り調査の導入とその推計手法等について、経済産業省から追加の説明を踏まえてこれまでの審議結果を整理した後、審査メモに沿って、「その他の確認事項」のうち「水準の調整」についての審議が行われた。
- その結果、これまでの審議結果について、以下のとおり、整理の方向性を取りまとめた。
  - ① 甲及び乙調査における民間事業者の活用拡大、調査員調査から郵送・オンライン調査への移行自体については、おおむね適当とした上で、移行等による調査結果への影響を分析・検証し、統計委員会に報告するとともに、利用者にも周知すること。
  - ② 乙調査における裾切り調査の導入については、今回は導入を見送ることとし、今後、経済産業省において、学識経験者等の知見も踏まえ、必要な推計手法の確立等に向けた検討を行うこと。
  - ③ 報告者数の変更については、母集団名簿の更新は適当とするものの、裾切り調査の導入見送りに伴い、令和2年3月以降の乙調査における標本数を再検討し、改めて変更申請を行うこと。
  - ④ 母集団名簿については、調査員によるエリア調査の廃止を踏まえた新設事業所よりの確かな把握や、廃業事業所の集計結果への反映等を含め、今後の整備の在り方

等を検討すること。

- また、「水準の調整」については、今回の意見も踏まえ、次回部会で引き続き審議することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

#### (1) これまでの審議を踏まえた追加説明について

- ・ 乙調査における裾切り調査の導入については、前回部会での指摘を踏まえ、経済産業省において、推計手法等を再度検討したものの、結論を得るには、なお検討時間が必要との説明からみて、部会としては今回の導入自体を見送ることが適当ではないか。
  - 裾切り調査については、導入による影響や推計手法等の検討に引き続き取り組むこととしており、異論はない。
  - 裾切り調査の導入については、もう少し丁寧に影響等を検討したいという経済産業省の取組の方向性は妥当と思う。その際、どの階層の数値により裾切り部分を推計するののかについては、検証に利用する元データの時点における経済実態によって結果も異なることから、統計的な分析を十分に行った上で導入することが必要と考える。また、現行の調査手法においても、調査対象事業所の脱落があると思われるので、その影響を踏まえた上で検証することが必要である。
- ・ 商業動態統計調査の使用している日本標準産業分類の「機械器具小売業」については、「携帯ショップ」から「家電専門店」までの様々な範囲の小売業が含まれていることから変動係数も大きくなっている。これは、商業の実態を販売面から捉えるという観点からみると、必ずしも適切な分類になっていないとも考えられるのではないか。
  - 現在の日本標準産業分類では、商業について、各種商品卸売業や小売業のように一部業態の違いによる分類があるものの、多くは生産物の違いによって分類されている。しかし本来は、アクティビティや販売システムの違いで分類することが必要である。今後、産業分類については、このような観点からの見直しも検討する必要があるのではないかと思う。
- ・ 裾切りの導入を見送る場合には、小規模事業所が調査対象に含まれる一方で、調査員調査から郵送・オンライン調査に移行することによる影響を確認する必要があるのではないか。
  - 今回、郵送・オンライン調査で実施することになれば、回答が得られない場合は丁寧に督促し、それでも難しい場合は、経済産業省においても対応するなど、影響が生じないように対応したい。
  - 今回、裾切り調査の導入を見送ることに伴い、令和2年3月調査以降の標本設計についても見直しが必要になることから、経済産業省で精査した上で、再度申請していただくことになる。

## (2) 審議を踏まえた整理の方向性について

### ① 調査方法の変更

- ・ 民間事業者の活用拡大自体は、おおむね適当と整理できるものとする。ただし、裾切りを見送ることに伴い、小規模事業所を中心に回収率の低下等も想定されることから、民間事業者の活用拡大前後の影響分析を実施し、統計委員会に報告することを求めることとしたい。

また、部会では、民間事業者の育成の観点から複数年契約の検討も必要との指摘があったことから、その点も答申案の報告時に付言したい。

さらに、調査員調査から郵送・オンライン調査への移行については、裾切りの導入を見送ることに伴い、小規模事業所が調査対象に含まれ、その回収率が低下する懸念はある一方で、郵送・オンライン調査の方が小規模事業所に接触しやすい可能性もあることから、適当と整理したい。

裾切りの導入を見送るという状況の変化を前提として、以上のように整理したが、特に問題ないか。

- 部会長の整理に賛同する。
- 郵送・オンライン調査を導入するのであれば、裾切りの必要性は乏しいと考えていたので、賛同する。
- 方向性については、賛同するが、調査方法を変更することによる結果の断層、影響等についても確認し、利用者等に情報提供すべきではないか。
- 事後的な影響分析の結果についても、報告、情報提供を求めることとしたい。

### ② 調査対象の範囲の変更

- ・ 乙調査において従業員数による裾切り調査を導入することについては、全体の商業販売額を補てい、推計する手法が確立していないため、現時点での導入は時期尚早であり、今回は見送ることを部会での結論としたい。また、今後の裾切りの導入に向けた検討に当たっては、学識経験者等の知見も活用しつつ、検証・検討することが必要である旨、指摘することとしたい。

### ③ 報告者の見直し

- ・ 母集団名簿の更新は適当と考えられるが、令和2年3月調査以降の報告者の数については、裾切りを見送ることに伴い、層別の標本設計の見直しや、回収率等を勘案した報告者数の再計算が必要な状況である。しかしながら、次回部会までに、この再計算を行うことは困難なことから、答申案では見直しが必要である旨を指摘し、経済産業省から後日、再申請していただくことと整理したい。
  - ・ 本調査については、新設・廃業事業所の調査対象名簿への反映や推計手法の見直し、事業所母集団データベースの活用等、改善の余地があるものとする。これまで本調査の推計方法は、大きく変更していないが、今後、抜本的に見直しを検討する必要があることも指摘することとしたい。
- 廃業部分の推計については、見直しを検討するとの指摘に賛同するが、調査

区調査を取り止めによる代替の手法を具体的に指摘しないと、今後の改善に繋がる形での検討にならないのではないか。

- 1つの方策としては、最新の母集団名簿を使用することではないか。小売業は事業所の改廃が激しいが、事業所母集団データベースの年次フレームを使用することにより、補える部分もあるのではないか。
- 事業所母集団データベースや経済センサス - 基礎調査では、商業事業所の格付けに必要な情報が一部ないという問題がある。商業統計調査を包摂する経済構造実態調査の情報を活用することはできないのか。
- 経済構造実態調査は企業単位の調査であり、事業所単位の調査である商業動態統計調査への母集団活用は難しいという認識。なお、経済センサス - 基礎調査はもちろんのこと、事業所母集団データベースの整備事業でも、産業小分類単位での新規事業所の情報は得られるため、例えば、ここで把握された新規事業所について、商業動態統計調査の選定に必要な名簿情報を、名簿整備事業のような形で別途得る方法も考えられるのではないだろうか。
- 経済産業省においても、定期的に母集団整備のための準備的な調査を実施し、名簿情報の充実を図ることも考えられる。雇用保険情報等を用いた事業所母集団データベースの整備においては、往復はがきで追加情報を収集しており、そういった取組を参考にする等して、関係機関が連携を図って作業を進めることも考えられる。
- 商業統計調査を経済構造実態調査に統合したことにより、これまで商業統計調査では把握できたことが、経済構造実態調査では把握できなくなっていることがあるのかもしれない。統計調査の見直しの際に、他の統計調査への影響についても精査しているのか。
- 元々、商業統計調査は5年に2回実施されていた。経済センサス - 活動調査創設以降は、基準年が簡易調査として、中間年が大規模調査として実施されていたと認識している。今回、経済構造実態調査が創設されるにあたっては、そもそもとして抜本的な見直しがされているところであり、基準年、すなわち経済センサス - 活動調査の検討においても、まさに商業部分について現在進行形で検討されていると認識している。いずれにしても中間年だけでなく、基準年も含めた体系として、一定の整理がなされていくものとする。
- 商業統計調査を経済構造実態調査に統合したことにより、調査の内容は大きく変わっており、一方で経済センサス - 活動調査の商業部門の調査項目は従来の商業統計調査を簡素化したものである。そのため、これまでの商業統計調査で把握出来ていたことが現在は出来なくなっている項目もあることから、把握できていないのはどの部分で、今後はその調査をどこが担うべきかという点について整理が必要である。その中で商業動態統計調査の役割も、どのように考えていくのかということではないか。
- 経済統計全般が大きく変動している状況にあり、利用者への広報についても

検討が必要である。

- ・ 将来の課題の中に、どのように名簿情報を補てんするかについては、答申(案)の中で整理することとしたい。

### (3) 水準の調整について

- ・ 平成24年経済センサス - 活動調査等との結果の乖離が大きいことから水準修正は取りやめたとの説明があったが、今後も、結果の乖離の大きさによって水準修正の実施有無を経済産業省が判断することとなるのか。  
→ 今後は、経済センサス - 活動調査ごとに商品販売額の水準は調整していくことを考えている。
- ・ 前々回の平成22年答申では、平成19年商業統計調査から平成24年経済センサス - 活動調査に母集団情報を変更することを適当としていたが、母集団情報を変更するに当たっては、水準修正、ベンチマーク更新も実施することになっていたのではないか。今回の説明のように、他の統計調査の状況をみて水準修正の実施を判断することとすると、経済産業省が恣意的に、独自に判断することを容認することになるのではないか。答申の不履行ではないのか。  
→ 前々回答申は、母集団名簿の更新について整理したものと承知している。  
→ 統計法上の調査計画については、水準修正のような細部の計算方法まで記載することを求めている。利用者への情報提供の充実という観点から、確認をお願いしているものである。
- ・ 今回は、どのような理由により水準修正が可能となったのか説明してほしい。  
→ 経済センサス - 活動調査の調査方法が従来の商業統計調査の手法と異なり、集計結果にも大きな乖離があったことから、両調査の結果を接続させる水準修正を見送っていたが、今後は、過去に遡及しない形で同調査の実施に合わせベンチマーク更新を実施することとしたいとの趣旨である。  
→ 商業動態統計調査は、商業事業所というダイナミックに構造が変わるものを対象としていることから、経済センサスの実施ごとにベンチマークを更新するのは正しい判断だと思う。一方で、平成19年からずっと延長推計してきた理由を明らかにしてほしい。
- ・ これまで水準修正を行わなかった理由として、両調査の結果が大きく乖離していることをあげているが、どういう基準で乖離の多寡を判断したのか。非常に恣意的な判断だと思わざるを得ず、何らかのルールが必要である。商業動態統計調査の前月比で伸ばした結果、符号の逆転が生じるから水準修正はやらないということであれば、今後もできないのではないか。また、商業動態統計調査は、過去と現在の二時点のベンチマークを使って水準修正をしていたが、今後、現在のベンチマークのみを使うとなると、過去のベンチマークとの間では、ズレは残ったままとなる。商業動態統計調査として何が重要な指標で、どの系列を接続しているのかがよくわ



からない。何らかの形で、ユーザーにとってルールを示すべきではないか。

- これまでの指摘を整理すると、①これまで水準修正を見送ってきたが、今回実施する理由は何か。ベンチマークの信頼性をどう判断していたのか。②水準修正を実施する必要性の有無をどのように判断していたのか、具体的なルールが設けられていなければ経済産業省が恣意的に実施することになるのではないか。③かい離の修正については、これまで二時点の調査結果をベンチマークとして使用していたが、今後は直近の経済センサス - 活動調査の結果をベンチマークとして使用していくことになる、修正の方法を変更することについての説明も必要と考える。ただし、今後については、新旧接続WGで整理がなされているので、それに合わせることで、説明はできるのではないかと考える。
- 水準修正について、重要ではないとして、統計委員会で議論していないということでは困る。統計法上、グレーゾーンとされている部分について、経済産業省が恣意的に決定できるということでは問題があるのではないか。  
→ 統計法上は、集計事項を申請することとしており、集計方法については細かく調査計画に記載することは求めている。一方で、外部への透明性の確保という観点では、他の経済指数で実施しているように、パブリックコメントにより広く意見を聞くこと等も考えられる。また、経済産業省の説明によれば、水準修正については、今回から大きく方法が変わるので、そもそも「水準修正」という同一用語を使うことも混乱を招くのではないかと考える。
- 平成19年までは、経済が右肩あがりの傾向にあったため、これまでの水準修正の方法でも安定していた面があるものの、その後の実態経済の変化により、従来の方法では安定しなくなった面もあるように思われる。今後、実態経済の影響を受けない形での調整も考える必要があるのではないか。
- 資料を見る限り、経済センサス - 活動調査の平成24年と平成28年でベンチマークを変えると極端に成長率が変わる可能性がある、それが本来の構造変化によるものなのか統計上の問題なのかについて確認が必要である。また、経済センサス - 活動調査における業種別、規模別の売上高未記入の割合が一律であればよいが、違いがあるのであれば、成長率に違いが出てくる。未記入分をどう扱うかは難しい問題であるが、その部分を考慮する必要もある。
- 整理すると、①水準修正の方法と、その際のベンチマークの信頼性をどう考えるかは重要な問題なので、諮問事項ではないとはいえ、丁寧に確認する必要がある。②前回答申を受け、これまでにどのように対応していたのかは次回確認したい。③ベンチマークや未記入の処理、水準修正の方法を変更することによる考え方を整理する必要がある、④何をベンチマークとするかを慎重に検討し、その考え方についても一定のルールがないと恣意的になってしまうため、外部の知見も踏まえながら、検討していくことが必要ということではないか。

- ・ 商業動態統計調査は、第3次産業活動指数にも使用しているとのことであるが、伸び率は変えていないものの、ダブルベンチマーク方法をとっていたとすると、第3次産業活動指数も遡及して数字が動いていたのではないか。

→ 第3次産業活動指数に商業動態統計調査の水準修正後の数値を反映しているかどうかは不明である。次回までに確認する。
- ・ 本調査の結果を利用するユーザー側にとっても、水準修正により、指数の数値が変動し、景気判断が変わる可能性もあるので、チェックが必要ではないか。

→ 商業動態統計調査における最優先事項としては、伸び率はとにかく変えない形で考えていきたい。
- ・ 水準修正等について、統計委員会がどこまで関わるべきか、一定程度の取り決めが必要ではないかと考える。私は統計委員会が水準修正等に関わるべきと考えており、現在は新旧データ接続WGでの検討結果があるので、今後はこれをベースに考えていくことになるのではないか。

→ 統計委員会として一定の見解が示されていることから、それに沿って対応したいということではないか。

→ 水準修正については、利用者への影響も大きいことから、経済産業省がどのように対応すべきか、その方向性を、部会でまとめていただくことになるのではないか。
- ・ 水準修正については、統計数値に関わることであることから、統計委員会に関わるのが筋ではないかと考える。これまでの状況とこれからの対応について整理しながら、新旧WGの結論も踏まえつつ、経済産業省において今後の取組を進める上で課題を整理することとしたい。

## 6 その他

次回の部会は、令和元年6月14日（金）の14時00分から、総務省第2庁舎3階第一会議室で開催することとされた。

（以 上）

## 第88回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和元年6月14日（金）13:57～16:12

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室

3 出席者

## 【委員】

西郷 浩（部会長）、宮川 努、野呂 順一、北村 行伸

## 【審議協力者】

総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

## 【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 倉田室長ほか

## 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 概 要

- これまでの審議を踏まえ、調査実施者から母集団情報の整備や水準修正の検討状況について追加の説明が行われた後、「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」の実施状況について報告があった。
- その後、答申（素案）について審議が行われ、一部の文言を修正することを前提として、部会の答申（案）とすることで了解が得られた。  
なお、答申（案）については、6月の統計委員会に報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）これまでの審議を踏まえた追加説明について

- ・ 平成27年7月分調査以降の変更にあたっては、母集団情報としては平成24年経済センサス - 活動調査結果を使用するが、水準修正は実施しないという判断であったという理解でよいか。この諮問時の部会審議では、水準修正の議論はしていなかったため、経済産業省が判断したのだろうが、今後はどうするのか。経済センサス - 活動調査の実施の都度、ベンチマーク更新を実施するという理解でよいか。  
→ 今後は、経済センサス - 活動調査の調査方法が大きく変更されない限り、その実施結果によりベンチマークを更新する方針である。
- ・ 第3次産業活動指数の基準年のウェイトは、産業連関表を使用していることは理

解した。なお、基準改定期間において遡及推計した場合、また結果に断層ができるので、検討が必要ではないかという印象を持っている。

- ・ 平成19年商業統計調査以降、水準修正を実施していなかった点については、経済産業省の説明により議論が尽くされたのか疑義もあるが、今後は、新旧接続WGの方針に則って適切に処理するとの方針を部会として了解したい。
  - 今後の水準の調整については、これまでのように、かい離の発生状況をみて経済産業省が判断するというような運用は行わないという理解でよいか。
  - そのような方針である。

## (2) その他の変更事項について

- ・ 調査票の提出期限については、15日より早く設定しても、公表早期化には繋がらないということであるが、限定的であっても試行する余地は考えられないか。現状のプロセスを改善すれば何らかの効果が期待できるのではないか。
  - 本調査の調査票は甲、乙、丙、丁と4種類あり、調査員調査と調査員調査以外の調査票の提出期限が異なっていた。調査票の提出期限を変更しないメリットとしては現状と変更がないという面もある一方、デメリットとしては10日では十分な回収率の確保が困難ということがある。今回は、調査員調査から郵送調査に移行することもあり、何度も督促をかける必要があることから、提出期限をどのように設定するかは悩ましいところがある。
    - 積極的に調査票の提出期限を10日にすることについて、何か支障はあるのか。
    - 大規模な郵送調査を導入することもあり、調査票の提出期限を15日に変更した上で、早め早めの督促が軌道に乗れば、提出期限の早期化への対応も可能と考えている。
- ・ 全面的に郵送調査に移行することもあるため、まずは15日を提出期限として実施し、将来的に公表の早期化余地も検討していただくということを考えられるのではないか。
  - 私も同じ意見である。まずは郵送調査を実施してみて、将来的に公表早期化を課題として検討していただきたい。

## (3) 「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」の実施状況について

- ・ 部会よりも統計委員会で検討した方が適切かもしれないが、POSデータという注目度の高い外部情報を、本調査の代替情報として利用することができるのかという点も含めて、御意見を頂ければと思う。
- ・ 非常におもしろい結果であり、本調査に使えるように思う。現在は、企業からPOSデータを民間事業者が収集し、集計しているが、将来的には、家電大型専門店からPOSデータが経済産業省又はデータセンターに送付され、自然にデータが蓄

積されることにより、企業に対しては調査票への回答を求めないことまで想定しているのか。

- ・ POSデータを基幹統計の情報源として使うということを考えた場合、調査を実施する側のメリットと回答する側のメリットとしてどういうものがあるのか。POSデータが基幹統計調査に取り入れられた場合、誰が集計し、報告義務者になるのか、その整理も必要ではないか。
- ・ 売上高や価格、在庫等、いろいろなデータがほぼ自動的にデータセンターに送付されれば、企業に回答を求めなくても集計が可能となる。それが可能となれば、かなり調査負担も軽減されるが、そういうことも考えているのか。今回の試験調査と同じような方法だと、時間もお金もかかるように思うが、将来的な見通しはあるのか。  
→ 現状では、データセンターにPOSデータを集めるという方法までは考えていない。報告企業が民間事業者と契約し、利用の了解さえ得られれば、民間事業者が本調査と同じ内容で集計してもらうことを考えている。
- ・ 様々な検討課題があるように思うが、統計委員会の別の部会で議論して、そういう仕組み作りを進めて行ければよいと思う。
- ・ 今回の試験調査を実施した民間事業者は、企業のPOSデータを集計する事業を、統計とは関係なく行っている企業であり、もともとデータを収集しているものと思う。そういった企業は、他の業界でもあると思うので、そういう企業を見つけてくるのが効率的だと思うし、個々の企業と交渉するよりもよいのではないかと思う。また、家電の販売ルートについては、メーカー直営店から家電大型専門店に集約され、最近では、ネット販売へと移行している中で、本調査の調査対象企業の全体に占めるシェアも変化しているのではないかと思う。現在は数値が変わらないとしても、将来的に伸び率等にどう影響していくのかというのが今後の課題ではないか。
- ・ 平成28年度の調査研究における本体調査との金額やカバレッジの差と、昨年度の試験調査における本体調査との結果の差について、どのように理解すればよいのか。  
→ 平成28年度の調査研究は、集計対象の範囲を本調査の調査対象企業（23社）とあわせて上で、民間事業者から集計値を提供してもらう方法で実施した。このため、細かい内訳は把握できなかった。一方、平成30年度の試験調査は、統計調査として実施したため、詳細なデータも確認することができ、調整も可能であった。今回は試験調査に協力が得られた17社を対象とした検証であったが、差異は縮小した。
- ・ 現在、本調査には23社すべてが回答しているのであろうが、将来的には、報告者負担の軽減のため、POSデータの提出に切り替えたいとする企業も現れるという理解でよいのか。  
→ 現在、ヒアリングをしている中では、そのような意見の企業もある。また、今回は一般統計調査であったが、基幹統計調査であれば更に協力が得られる可能性

もある。

- この調査方法は、調査実施者、報告者双方にメリットがあるように思う。後は間に入っている民間事業者が継続的に調査を実施可能かどうかという信頼性の面もあるが、その点は確認しているのか。  
→ 今回は家電を網羅して把握している民間事業者に委託して実施したものである。他にもPOSデータを扱う民間事業者は存在する。また、現行の民間事業者の対応が困難になった場合も含めた調査設計も検討している。
- 今回の民間事業者の活用が困難となった場合、他の事業者でも対応は可能なのか。今回の調査方法は、今回委託した民間事業者と企業との間でデータの利用について契約があり、その枠組みを活用して調査を実施しているが、他の事業者でも同じ方法で調査の実施は可能なのか。また、データセンターにデータを吸い上げるような方法を導入できる余地はあるのか。  
→ データセンターでデータを収集することとなると膨大なデータを扱わなければならないということもあり、なかなかすぐには難しい。今のところは、調査方法の選択肢の1つとして、POSデータでの提出も考えているところである。
- 今、家電大型専門店の話が出たが、他にPOSデータを活用できるような業種はあるのか。  
→ POSデータを扱っている民間事業者は他にもあるが、今回の試験調査のように、ある業態のPOSデータを網羅的に保有しているところまでには至っていない。
- 従来の調査票を記入してもらう方法とPOSデータの提供を受ける場合で、コスト面はどうか。将来的に安価に実施できるか、他の業態にも拡大できるかも、今後の検討を実施していく上での分かれ道だと考える。  
→ それについては現在調整中である。
- このような取組は評価している。今後、統計委員会に報告する際には、前向きに評価した上で、実践のためにクリアしなければならない課題の要点をまとめるとわかりやすいのではないか。
- POSデータを使用して調査をやめるということを考えているのか、それとも、今後、回答率が下がってくる可能性もあるので、行政記録情報等、いくつかの調査手法を採用していく中での1つの手法と考えているのか。POSデータの活用に限らず、行政記録情報等を使う場合も同様だが、何かのデータソースだけで判断するのではなく、様々なデータソースから、確率論的に組み合わせた上で精度の高い数字を見つけていくということが合理的ではないか。  
→ 現在はPOSデータの活用はいくつかの選択肢の1つと考えている。
- 本部会において、特に何かを取りまとめるということではないので、ここでは報告を受けたという整理になると思う。POSデータの活用という意味では、家電大

型専門店は、1つの民間事業者がPOSデータをすべて保有しているため、結果数値の動きは本体調査とほぼ同じという理想的な状態である。また、POSデータによる情報は、本調査よりも詳細で、価格だけでなく数量やスペックの情報もあり、情報量が全く異なる。そういう意味では、本調査だけで使用するのではなく、他の統計調査も含めて、検討する情報ではないかと思う。本調査だけのために、POSデータを使うということであればあまりにもったいない感じがする。一方で、データの提供方法によっては、企業の秘密に関わる情報が外部にわかるようなことにもなりかねず、企業の協力が得られるかという問題もある。また、基幹統計調査とした場合、誰が報告者で誰が報告義務を負うのか、報告義務があるから、無料でデータを提供せよと言えるのかという難しい問題もある。そういった中で、POSデータを利用し、本調査だけでなく、もっと有用性の高い統計を作成することを考えてほしい。

- 今回の試験調査の場合は、POSデータから本調査に関する部分だけを抽出して利用しているので、二次的な利用をしても企業の秘密に関わるということにはないのではないか。
- その意味でも、データの収集方法は、企業が協力しやすいような形となるよう、十分に検討することが必要と考える。

#### (4) 答申（素案）について

##### イ 調査対象の範囲の変更

- ・ 調査対象範囲の変更に当たっては、ヘビーユーザーとも連携し、許容される誤差の状況を整理することになるのではないか。
- ・ 今回、調査対象範囲の一部除外を見送ることとしたため、その部分についても、郵送・オンライン調査で実施することを、答申（案）にも明示的に記載した方がよいのではないか。
  - 小規模事業所のみ調査員調査とすることは現実的ではない。このため、リソースを中核的な業務に振り分けることとの見合いで、小規模事業所についても、郵送・オンライン調査は適当と整理した上で、実査や調査結果への影響を検証する必要があるということかどうか。
  - 裾切りを前提として郵送・オンライン調査を可と整理したわけではないので、それほど心配しなくてもよいように思う。
  - 郵送・オンライン調査により、小規模事業所の回収率が下がることが懸念されるので、そういった点も指摘しておいてもよいのではないか。
  - 元々、郵送・オンライン調査に関する審議の際、経済産業省から、小規模事業所はオンライン調査になじまないとの説明もあった。少しでもよいからデータは収集すべきとの意見と、回答率が低下するかもしれないという意見を、どう整理するかというのはなかなか難しい。とはいえ、調査員調査に戻すことも合理的ではなく、一定の議論の内容は答申（案）に記録しておいてもよいので

はないか。

→ 小規模事業所について、慎重な分析が必要との宿題を残しておくことも必要ではないか。

#### ウ 報告者の変更

・ 母集団情報の整備については、調査員調査を廃止することにより、調査区内の新規事業者を把握できなくなることも理由ということであったかと思うが、そういったことも記載することは考えられるのではないか。また、現行は、経済センサス - 活動調査等の実施からそれなりの期間をおいて母集団情報が更新されているが、事業所母集団データベースの情報を活用して、より適時に更新することも考えられるので、そういったポジティブな改善として答申（案）に盛り込むことも考えられるのではないか。

・ 元々、事業所母集団データベースが整備されれば、すべての統計調査で母集団として活用できるという認識であったが、今回の一連の部会における議論を聞いてそれは難しいということがわかった。もう少し改善はできないものか。

→ 事業所母集団データベースで整備される対象は、行政記録情報からあがってくるすべての事業所という単位であり、一律整備できる情報の粒度としては限界もあるところ。現在では、産業分類でいえば小分類単位といったところまでを整備しており、そこから店舗が24時間営業か否かなど、特定の業種を更に深掘りするようなどころまでを整備するというのは難しいと認識している。一方で、深掘りする前の分類レベルであれば母集団として提供可能であり、各調査で必要なレベルとしてさらに詳細な情報を整備することは否定されないと考えており、調査に付随する準備調査のような形で整備するなども考えられるのではないか。

→ 事業所母集団データベースの整備事業と異なり、追加的に名簿情報を把握することが統計調査に該当する可能性もあり、本調査での対応には限界がある。

#### エ その他の変更事項

・ 調査票の提出期限を早期化することについては、郵送・オンライン調査の導入に伴う影響を踏まえつつ、公表の早期化が図れないかどうかについて、この部分と今後の課題の最後に追記することとしたい。

#### ク 今後の課題

・ 「(2) 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討」においては、学識経験者等の知見に加えて、ユーザーニーズの把握についても追記してはどうか。

(以 上)